

感染症危機に関して平時から できること、知っておきたいことは何？

【情報の収集・発信】

Q5 海外の感染症情報など、 政府の情報収集・共有は万全ですか？

A 国立健康危機管理研究機構（JIHS）、
関係省庁のみならず、世界保健機関（WHO）や
諸外国の政府等とも連携し、感染事例の
早期発見をはじめ、必要な情報収集を行っています。

2025年（令和7年）4月に新たに設置されたJIHSと緊密に連携し、関係省庁が一体となって、感染症の発生情報の正確な把握と分析を行っています。また、WHOをはじめとする国際機関や諸外国の政府、研究機関と連携し、平時から感染症の発生情報の把握や初期の感染事例の早期発見などの情報収集を行っています。

感染症危機時には、政府行動計画に基づき、把握・分析した情報をもとに、例えば、機動的な水際対策の実施や速やかな初動対応、ワクチンや治療薬の開発への活用など、関係省庁と連携して迅速に対応できるよう、平時から次の感染症危機に備えています。



 一緒に確認してみよう!

統括庁やJIHSの
公式ウェブサイトもご覧ください。

統括庁
「海外の感染症情報」



JIHS
「海外の感染症情報」



Q6 感染症に関する正確な情報はどこで手に入りますか？

A 統括庁や厚生労働省、国立健康危機管理研究機構（JIHS）の公式ウェブサイト・SNS では、基本的な感染対策など、普段から活用できる情報を発信しています。

統括庁や厚生労働省、JIHS では、公式ウェブサイトや SNS を通じて、感染症に関する情報を平時から随時発信しています。感染症の基礎知識や基本的な感染対策など、普段から活用できる情報も掲載しておりますので、ぜひご確認ください。

感染症危機時は、さまざまな情報が錯綜^{さくそう}しやすく、人々の不安から偏見、差別等が発生し、偽・誤情報が流布してしまうこともあります。そのため、感染症危機時には関係省庁、地方公共団体などの情報を一元的に集約の上、総覧できるウェブサイトの立上げも予定されています。政府や JIHS からその時点で得られた科学的な知見をもとにできる限り速やかに情報提供しますが、病原体の性状等により、その内容が変化していく可能性があります。こうした点を理解した上で、正確かつ最新の情報を入手するため、行政等が発信する情報を随時ご覧いただくようお願いいたします。

 一緒に確認してみよう！



感染症に関する情報は下記公式ウェブサイトにて随時発信いたします。



内閣感染症
危機管理統括庁
公式ウェブサイト



厚生労働省
公式ウェブサイト



国立健康
危機管理研究機構
公式ウェブサイト



【普段からの備え】

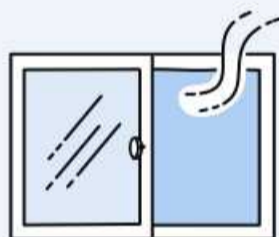
Q7 感染症予防のために どのような対策をとったらいですか？

A 基本的な感染対策として、
「換気」「マスク着用等の咳エチケット」「手洗い」
「人混み回避」が有効です。

病原体の性状や、感染の拡大状況にもよりますが、「換気」「マスク着用等の咳エチケット」「手洗い」「人混み回避」の4つの基本的な感染対策を心がけましょう。感染症は病原体（感染源）、感染経路、宿主の3つの条件がそろうことで感染します。これらの要因の1つでも取り除くことが感染対策において重要です。

✓ 換気

空気中の病原体を外に追い出すことができます。



✓ 手洗い

手に付着している病原体を減らすことができます。



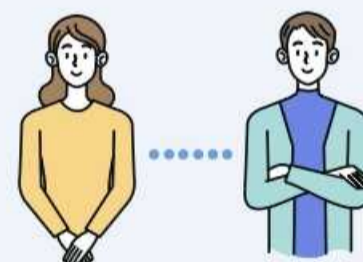
✓ マスク着用等の 咳エチケット

病原体を含む飛沫が広がるのを防ぎます。



✓ 人混み回避

人混みを避けることで病原体と接触する機会を減らすことができます。



💡 一緒に確認してみよう!

統括庁作成の動画もご参照ください。

換気

手洗い

咳エチケット



Q8 次の感染症危機に備えて、普段からどのようなことに留意すればよいのでしょうか？

A 家庭・職場での備蓄、テレワークなどの職場での取組、こどもの臨時休校時の対応など、平時から取り組めることを確認しましょう。

感染症危機時は、国民ひとりひとりの行動が重要です。次の感染症危機に備えて、平時から取り組めることを確認しましょう。

✓ 家庭・職場での備蓄

新型インフルエンザ等が発生した際には、自宅療養などにより買い物に行けない可能性があります。このため、マスクや食料品など、普段より少し多めに買い置きをしましょう。こうした備蓄は災害時にも有効です。



✓ 職場での取組

感染症危機時には、人との接触を減らすため、オンライン会議、テレワーク、時差出勤などが推奨されます。これらをスムーズに実施できるように、平時から準備や実践をしておきましょう。



✓ 学校に通うこどもに関する対応

感染状況によっては、学校などが臨時休校となる可能性があります。そのとき家庭内でどのように対応するかについて、事前に話し合っておきましょう。また、こどもを預かってくれる放課後児童クラブなどの場所や日時等を確認しておくことも重要です。



💡 一緒に確認してみよう！

統括庁作成のリーフレットもご参照ください。



PDFはこちらから



Q9 マスクの備蓄は どのようになっていますか？

A 医療機関向けのマスクは、
国・都道府県が十分に備蓄しています。
一般の家庭でも、
マスクや衛生用品の備蓄が大切です。

マスクなど感染対策に必要なものは、病院などで使う分は十分準備しており、
新型インフルエンザ等が発生しても対応可能です。例えば、マスクについては、
国・都道府県でそれぞれ目標を設け、その合計を上回る備蓄をしています。

ただ、一般の家庭向けにはマスクの備蓄はしておりません。マスクに限らず、
平時からの備えとして、一般の家庭でも、マスクや消毒薬などの衛生用品を備
蓄しておくことが大切です。



備蓄

(令和6年11月調べ)

		目標	実績
① 医療用（サージカル）マスク		3億 1,200 万枚	3億 9,000 万枚
② N95 マスク		2,420 万枚	3,840 万枚
③ アイソレーションガウン		5,640 万枚	1億 5,000 万枚
④ フェイスシールド		3,370 万枚	4,100 万枚
⑤ 非滅菌手袋		12億 2,200 万枚	28億 1,000 万枚

(※) 国・都道府県の合計

【感染症危機時の対応とそのための備え】

Q10 感染症危機時に、 症状があるときは どうしたらいいですか？

A 感染症危機時に、
発生国からの帰国等感染の疑いがある場合、
まず都道府県等が設置する相談センターに
電話で相談してください。

感染症危機時には、都道府県等が相談センターを設置することとなっています。発生国・地域からの帰国者や発熱等の疑わしい症状があるなど、感染が疑われる場合は、まず相談センターに電話で相談してください。相談センターから「受診が必要」と判断されたら、発熱外来を行う医療機関を受診します。

なお、ワクチンや治療薬などの効果により、対応力が高まる時期には、相談センターを通じて発熱外来の受診につなげる仕組みから、有症状者が発熱外来を直接受診する仕組みに移行することとしています。受診前には、各自治体のウェブサイトなどで最新の情報をご確認ください。

新型コロナ流行時は、地域によって発熱外来等の医療体制が十分に確保できないことがありました。これを踏まえ、次の感染症危機に備え、都道府県が設定した目標（約4.1万機関）に基づき、同程度の規模で発熱外来を実施できる医療提供体制を整備しています。（2025年（令和7年）1月時点）



💡 一緒に確認してみよう!

医療措置協定について
→ Q3 コラム参照

Q11 感染症危機時に、検査を受けることはできるでしょうか？

A 都道府県と民間検査機関などが協定を結び、新型コロナの経験を踏まえて設定した目標を上回る検査体制を構築しています。

新型コロナ対応の課題を踏まえ、感染症法を改正し、都道府県において検査体制に関する数値目標を設けることとしました。地方衛生研究所等における検査能力の確保に加え、都道府県と民間検査機関などが協定を結び、感染症危機時の検査ニーズの高まりに対応できるよう、目標を上回る検査機関のキャパシティを確保しています。

具体的には、流行初期には約 29 万件／日、流行初期以降には約 49 万件／日の検査が実施可能な体制を整備しています。(2024 年 (令和 6 年) 9 月時点)

また、感染症危機時に、国立健康危機管理研究機構 (JIHS) において速やかに検査方法を確立し、全国の地方衛生研究所等や民間検査機関で検査が可能となるよう体制を構築することとしています。

検査体制

	目標	令和 6 年 9 月 30 日時点 協定締結状況
① 流行初期 (※)	約 10 万件／日	約 29 万件／日
② 流行初期以降	約 46 万件／日	約 49 万件／日

(※) 厚生労働大臣による新型インフルエンザ等発生の公表後 1 か月

Q12 感染症危機時に、 治療薬は速やかに利用できますか？ 新型インフルエンザは どのようにして治療するのですか？

A 平時から、治療薬の研究開発を推進しています。
また、新型インフルエンザの
治療に使われる薬を十分に備蓄しており、
それらを治療に活用することを想定しています。

治療薬の開発について

次の感染症危機に備えるため、平時から、医療的な対抗手段となる重要性の高い治療薬に関し、大学等の研究機関や製薬関係企業等における研究開発を推進しています。これにより、新型インフルエンザ等が発生した場合でも、有効かつ安全な治療薬が速やかに利用できることを目指しています。

新型インフルエンザの 治療について

季節性インフルエンザの治療薬としても使われる抗インフルエンザウイルス薬の投与が主な治療法になると考えられます。これらの抗インフルエンザウイルス薬は、4,500万人分を目標として、必要な量を確保しており、感染が拡大しても、備蓄を活用して対処できる準備を行っています。




Q13 感染症危機時に、入院できますか？

A **新型コロナの経験を踏まえて
設定した数値目標を上回る、
入院可能な病床を確保しています。**

感染症危機時に、迅速かつ適切に対応できるよう、平時から、都道府県と医療機関の間で協定を結ぶことで、入院可能な病床を確保しています。具体的には、新型コロナ対応で確保した体制を念頭に都道府県が設定した目標の総計（約4.5万床）を上回る、約4.8万床を確保しています。（2025年（令和7年）1月時点）

医療体制 （令和7年1月1日時点の協定締結状況）

		目標	実績
① 病床確保		45,681 床	48,513 床
② 発熱外来		41,643 機関	40,150 機関
③ 自宅療養者等への医療提供	病院・診療所 	23,481 機関	26,211 機関
	薬局 	31,053 機関	48,552 機関
	訪問看護事業所 	5,075 機関	5,890 機関
④ 後方支援 （協定締結医療機関数）		4,319 機関	6,149 機関
⑤ 医療人材派遣	派遣可能医師数 	3,067 人	4,442 人
	派遣可能看護師数 	4,921 人	7,406 人

 **一緒に確認してみよう!**
医療措置協定について
→ Q3 コラム参照

Q14 感染症危機時に、 ワクチンは速やかに受けられますか？ 新型インフルエンザのワクチンは どのようなもののでしょうか？

A 研究開発から生産まで切れ目のない支援を行い、
ワクチン開発の体制を構築しています。
また、新型インフルエンザの場合、医療従事者等への
接種を想定したプレパンデミックワクチンと、
パンデミックワクチンの2種類があります。

ワクチン開発について

新型コロナ対応を踏まえ、次の感染症危機時に迅速にワクチンを供給できるよう、平時から、研究開発から生産まで切れ目のない支援を実施しています。先進的研究開発戦略センター（SCARDA）が司令塔となり、研究開発拠点の形成や財源調達機能の強化等を通じて、重点感染症に対するワクチン開発等を推進しています。また、幅広い種類のワクチンの国内生産が可能となるよう、ワクチンの国内製造体制の構築も進めています。



新型インフルエンザのワクチンについて

新型インフルエンザの場合は、ワクチンは大きく2種類あります。

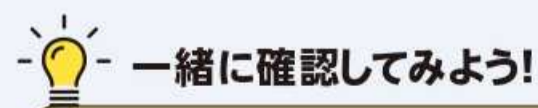
① 「プレパンデミックワクチン」

新型インフルエンザが発生する前の段階から、パンデミックを引き起こす可能性があるウイルス（鳥インフルエンザウイルス）を基に、あらかじめ製造されるワクチンのことです。医療従事者や国民生活の安定に寄与する業務に従事する人たちに速やかに接種できるように、必要な量を備蓄しています。具体的には、国立健康危機管理研究機構（JIHS）による高病原性鳥インフルエンザに関するリスクアセスメントを経て、適切なワクチン株を選定し、最大1,000万人分を備蓄しています。

② 「パンデミックワクチン」

新型インフルエンザの発生後に、その新型インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチンのことです。

新型インフルエンザ発生後、ワクチン製造用のウイルス株が決定されてから6か月以内に全国民分を製造することを目指し、SCARDAを司令塔として研究開発や製造に関する体制の整備を推進しています。



一緒に確認してみよう!

新型インフルエンザについて
→ Q2 コラム参照

【緊急時の対応と差別や偏見への対応】

Q15 緊急事態宣言とは何ですか？
まん延防止等重点措置とは何ですか？
これらの事態のとき、
私たちはどうしたらいいですか？

A 新型インフルエンザ等が生活や経済に大きな影響を与えると判断された場合に、そのような事態の発生を宣言し、公表するものです。これらの事態においては、感染拡大防止のため、行動制限などを要請することがあります。平時からこうした要請について知るとともに、要請時には、国や自治体が発信する情報に沿った適切な行動をお願いします。

緊急事態宣言

特措法に基づき、感染症危機時に国民の生活や経済に大きな影響を及ぼすおそれがあると判断された場合に、国は、必要な期間・区域を限り、緊急事態の発生を宣言し、公表します。

緊急事態においては、まん延を防止して国民の生命や健康を保護するため、都道府県が外出自粛の要請、施設の使用制限、催物の開催制限などの措置を要請することがあります。

まん延防止等重点措置

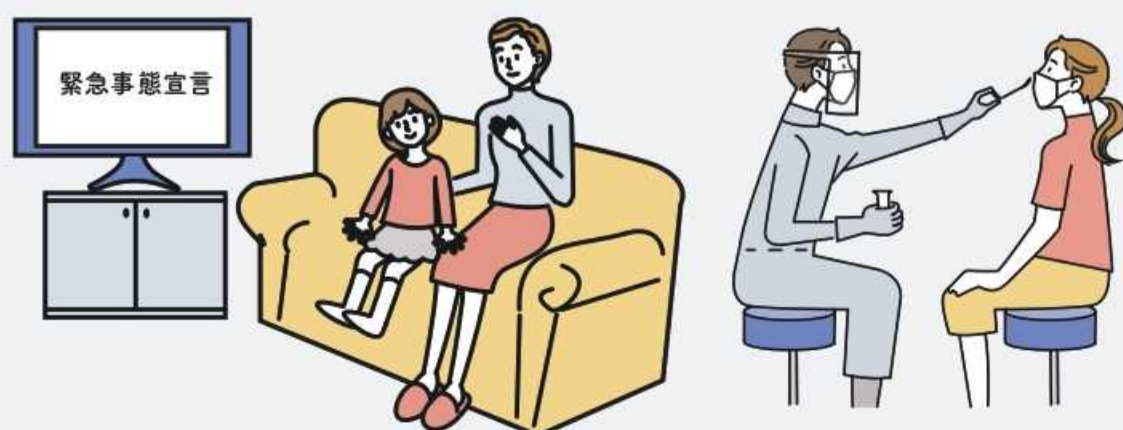
特措法に基づき、感染症危機時に特定の区域において感染が拡大することで都道府県を超えたまん延による緊急事態宣言の発令を回避すること等のために、国は、必要な期間・区域を限り、まん延防止等重点措置について公示します。

具体的な措置として、例えば、都道府県が、営業時間の変更、従業員への検査受診の勧奨、発熱者の入場禁止、感染対策の周知及び従わない人の入場禁止などの協力を要請することがあります。

国民の皆さまへのお願い

感染症危機は繰り返し生じています。新型インフルエンザ等の発生時に、感染症のまん延を防止するために重要な以下のことに関し、普段から理解を深めておきましょう。

- 医療ひっ迫の状況等により必要と認められる地域において、必要最小限と考えられる期間・地域・業態等に絞って感染拡大防止策を行いますので、地域ごとに対策が異なり得ることをあらかじめご理解ください。
- 新型インフルエンザ等が発生した際は、基本的な感染対策を徹底してください。
- 実際に要請等がされた場合は、国や自治体が発信する情報に沿った適切な行動をお願いします。



💡 一緒に確認してみよう!

感染症予防・感染症危機に対する普段からの対策
→ Q7・Q8 参照

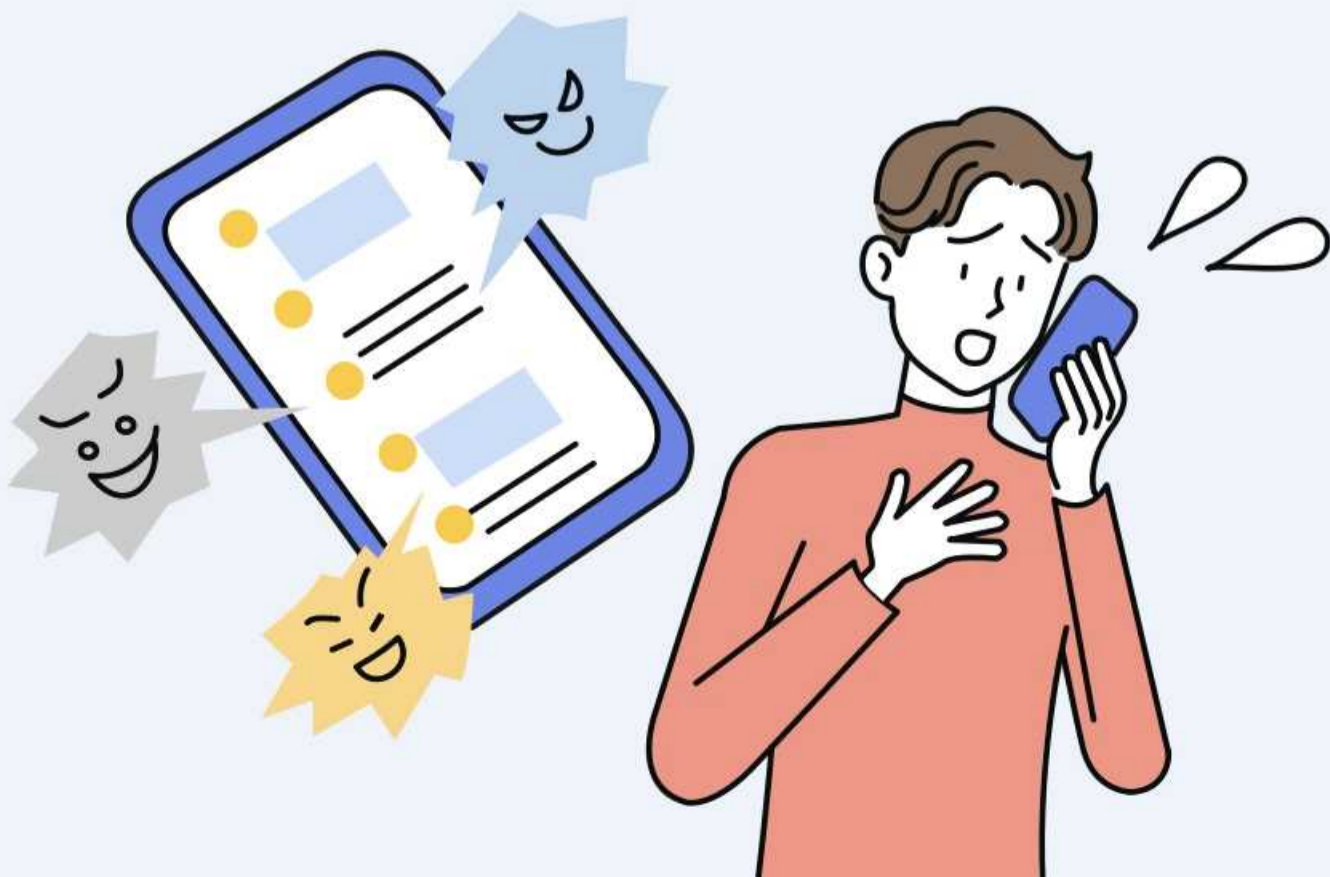
Q16 感染症危機時に、感染者や医療従事者、その家族などが、差別や偏見にあわないか不安です。どこに相談したらいいのでしょうか？

A 感染者や医療従事者、その家族などへの不当な差別や偏見は決して許されるものではありません。ひとりで悩まず、公的な機関などへ相談してください。

新型コロナの経験として、感染者や医療従事者、その家族などに対し、不当な差別や偏見がありました。感染症に関連した誹謗中傷は、名誉毀損^{きそん}として法的責任を問われることもあります。感染症に関する正確な知識と理解に基づき、お互いの人権に配慮した行動をとることで、大切な方を守りましょう。

感染症に関する不当な差別や偏見についての相談はこちらをご利用ください。

大人のみなさんへ	みんなの人権 110 番	TEL 0570-003-110
こどものみなさんへ	こどもの人権 110 番	TEL 0120-007-110
外国人のみなさんへ	Telephone Counseling	TEL 0570-090-911



— 感染症危機時における偏見・差別の事例 —

インターネットや SNS

- インターネット上での感染者の写真検索、いわゆる犯人探し
- 感染者及び家族等の勤務先、立ち寄り先等の行動履歴の情報を SNS で拡散

医療・介護関係者への偏見・差別

- 感染者が発生した施設で働く医療・介護関係者への誹謗中傷
- 医療・介護関係者のこどもに対するいじめや登園拒否

 一緒に確認してみよう!

統括庁作成の
リーフレットも
ご参照ください。



PDF は
こちらから





下記公式ウェブサイト・公式 SNS もご参照ください

- 内閣感染症危機管理統括庁

<https://www.caicm.go.jp/index.html>

- 政府行動計画等（統括庁公式ウェブサイト）

<https://www.caicm.go.jp/action/plan/index.html>

- 広報・啓発資料（統括庁公式ウェブサイト）

<https://www.caicm.go.jp/houdou/documents/index.html>

- 厚生労働省

<https://www.mhlw.go.jp/index.html>

- 国立健康危機管理研究機構 (JIHS)

<https://www.jihs.go.jp/>

- 厚生労働省検疫所 (FORTH)

<https://www.forth.go.jp/index.html>



内閣感染症危機管理統括庁公式ウェブサイト・公式 SNS

WEB



X



Facebook



Instagram



YouTube



内閣感染症危機管理統括庁